

令和4年度

松川町事業者応援給付金（コロナ・物価高騰対応）

主 旨

未だ収束の見えない新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、売上減少等の厳しい状況にある事業者の事業継続を応援する独自の施策として、給付金を給付します。

給付額

以下の支給要件に該当する方は、対象月における売上減少額を次の金額を上限に給付します。

上限 20万円 （1事業者につき1回限り）

支給要件

- ① 松川町内に本社等の事業を統括する事業所、店舗を有していること。
- ② 長野県の信州の安心なお店の認証対象となる者はそれに認証されていること。長野県の信州の安心なお店の認証対象とならない者については、町独自のガイドラインを遵守する宣言、町独自のガイドラインの対象とならない者については、長野県新型コロナ対策推進宣言を実施していること。また、全てに該当とならない者については、各省庁における業種毎のガイドラインを実施していること。
- ③ 令和4年1月から令和4年12月のいずれかの月（以下「対象月」という。）の売上又は所得金額が、令和元（2019）年から令和3年までの同月比で100分の30以上減少していること。ただし、起業後1年未満の場合又は、業態変化により単純比較できない場合は、対象月の直前3ヶ月の売上又は所得金額の平均と比較した売上又は所得金額が100分の30以上減少していること。なお、他の給付金事業の支給対象となった者は、その額についても売上金額に含めるものとする
- ④ 個人事業主については、主たる収入が事業収入（全収入の50%以上）であること。
- ⑤ 町税に滞納がないこと。（新型コロナウイルスの影響により徴収猶予を受けている場合は除く）
- ⑥ 今後も事業を継続する意志があること。

必要書類

- ① 松川町事業者応援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 町内に主たる事業所、店舗を有していることが確認できる書類（所在が確認できる書類）
- ③ 対象月の事業売上又は所得金額が確認できる帳簿等
- ④ 確定申告書類の控えなど対象月と比較するための売上又は所得が確認できる書類
- ⑤ 個人事業主については、本人確認書類の写し（免許証等）

申請期間

令和4年7月1日 ～ 令和5年2月28日

提出先

松川町商工会員の方 → 松川町商工会
上記以外の方 → 産業観光課 商工労働係
農業の方 → 産業観光課 農業振興係（交流センターみらい）

お問い合わせ

松川町役場産業観光課 商工労働係 0265-36-7027 農業振興係 0265-34-7066
松川町商工会 0265-36-3300